

## 公益社団法人 千葉県サッカー協会 報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人千葉県サッカー協会（以下「本協会」という。）定款第4条に係わる事業に要する報酬及び給料（以下「報酬等」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人関東サッカー協会等他団体の主催、またはそれら他団体と共催する事業などは、この規程によることなく別途協議の上、前段の経費等を支給することができる。

### (報酬)

第2条 報酬とは、講習会における講師謝礼などその業務の対価として支払うものであり、本協会が指定する書式により支給することができるものとし、その報酬額については、各委員会と業務執行理事が協議の上決定する。

2. 講習会の講師に対する報酬の支給方法は原則として口座振り込みとする。源泉所得税については、所得税法第204条第1項に基づく額を徴収する。(税率 10.21%)

3. 各種大会に派遣される審判員等の報酬は、試合時間に応じて大会事務局と審判委員会で協議の上決定する。源泉所得税については、その対象ではない。

4. 審判アセッサーやインストラクターについては審判委員会と業務執行理事が協議の上、別途定める基準で支給することができる。支給方法は原則として口座振り込みとする。源泉所得税については、所得税法第204条第1項に基づく額を徴収する。(税率 10.21%)

5. その他専門的技術や知識に基づき講師、大会運営等当協会の為に活動した人(事)に対しては報酬を支給できる。金額及び源泉所得税等については業務執行理事と協議の上決定する。

### (給料)

第3条 給料とは、国民体育大会（関東予選を含む）、トレーニングセンター活動や本協会が主催する大会等の会場ドクター、看護師、トレーナーに対し支給できるものとし、その支給基準は、次表に定めるものとする。

#### 1. 帯同ドクター・トレーナー※「源泉徴収税額月額表乙欄税額含む」

	ドクター			トレーナー		
	給料額	源泉所得税	差引支給額	給料額	源泉所得税	差引支給額
半日（4時間未満）	5,158円	158円	5,000円	5,158円	158円	5,000円
1日（4時間以上）	10,316円	316円	10,000円	8,253円	253円	8,000円
1日（宿泊を伴う）	20,632円	632円	20,000円	10,316円	316円	10,000円

2. 会場ドクター・看護師等の報酬額は、大会事務局、医学委員会と業務執行理事と協議の上決定する。  
その場合の源泉税額は「源泉徴収税 日額表丙欄」を適用する。

(報酬等の支給事務)

第4条 報酬・給料を支払う場合は、原則として事務局指定の書式に記入及び実筆のサインがなければならぬ。

(留意事項)

第5条 本規程に基づき報酬等を支給するときは、次の各号による。

- (1) 必要に応じ、領収書等の証拠書類の提出を求めることができる。
- (2) 必須提出資料については、別途定める。
- (3) その他本規定の適用が困難な場合は、業務執行理事と協議の上支給する。

(その他)

第6条 本規程に規定のない事項は、事前協議により本規程を援用することとする。

附 則

- (1) 旅費・報酬規程を令和元年12月31日に廃止し、本規定を令和2年1月1日より施行する。